



栃木県公報

令和4(2022)年
3月31日(木)
号 外
第 23 号

目 次

規 則

- 栃木県県税条例施行規則の一部改正..... 1
- 栃木県産業技術センター設置、管理及び使用料条例施行規則の一部改正..... 4
- 技能検定試験の実技試験の受検手数料に関する規則の一部改正..... 4

教育委員会

- 県立学校管理規則の一部改正..... 5
- 県立学校管理規則及び栃木県学校通信教育に関する規則の一部改正..... 9
- 栃木県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則及び教育職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正..... 18
- 栃木県公立学校職員の寒冷地手当の支給の特例に関する規則の一部改正..... 21
- 栃木県教育委員会事務局処務規程の一部改正..... 21
- 栃木県立学校文書等取扱規程の一部改正..... 23

規 則

栃木県規則第18号

栃木県県税条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月31日

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県県税条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県県税条例施行規則（平成17年栃木県規則第13号）の一部を次のように改正する。

別記様式第50号を次のように改める。

別記様式第50号 (第24条関係) (その1)

法人県民税・法人事業税・特別法人事業税の更正、再更正、決定及び加算金の決定通知並びに納付通知書

第 年 月 日

納税者 住所 名称 様

栃木県 県税事務所長 したので、地方税法第55条第4項、第72条の

法人県民税、法人事業税及び特別法人事業税について、次のとおり 42、第72条の46第6項、第72条の47第5項の規定により通知します。 よって、この通知により納付すべき額を下記の納期限までに納付書によって納付してください。

(事業税・特別法人事業税)

(県民税)

Table with columns for 'Summary' (摘要), 'Tax Standard Amount' (課税標準額), 'Tax Rate' (税率), 'Tax Amount' (税額), 'County Tax' (県税), and 'Tax Number' (課税番号). It includes sections for 'Income Tax' (所得割), 'Special Corporate Tax' (特別法人事業税), 'Addition' (加算金), and 'Division Basis' (分割基準).

(この欄には、「この処分に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等」を記載すること)

附 則

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の栃木県県税条例施行規則の規定により調製した諸用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

(税務課)

栃木県規則第19号

栃木県産業技術センター設置、管理及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。
 令和4年3月31日

栃木県知事 福田 富一

栃木県産業技術センター設置、管理及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県産業技術センター設置、管理及び使用料条例施行規則（平成15年栃木県規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第2（第12条関係） 1 栃木県産業技術センター (1) 機械加工機器類			別表第2（第12条関係） 1 栃木県産業技術センター (1) 機械加工機器類		
名 称	使 用 料		名 称	使 用 料	
略			略		
NC放電加工機	略		NC放電加工機	略	
恒温槽付一軸延伸機	1時間につき	50円			
略			略		
5軸マシニングセンタ	略		5軸マシニングセンタ	略	
ゴムシート打抜機	1時間につき	20円			
略			略		
(2)～(9) 略 2～5 略			(2)～(9) 略 2～5 略		

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(工業振興課)

栃木県規則第20号

技能検定試験の実技試験の受検手数料に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
 令和4年3月31日

栃木県知事 福田 富一

技能検定試験の実技試験の受検手数料に関する規則の一部を改正する規則

技能検定試験の実技試験の受検手数料に関する規則（平成29年栃木県規則第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
栃木県手数料条例（昭和31年栃木県条例第1号） 別表第1の303の項の知事が指定する者は、次の表の左欄に掲げる者とし、同項に規定する技能検定試験の実技試験の受検手数料について同条例第5条の		栃木県手数料条例（昭和31年栃木県条例第1号） 別表第1の303の項の知事が指定する者は、次の表の左欄に掲げる者とし、同項に規定する技能検定試験の実技試験の受検手数料について同条例第5条の	

規定により知事が定める額は、同欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。

知事が指定する者	金額
2級の技能検定試験の実技試験を受検する <u>在職者</u> のうち、基準日において <u>25歳未満のもの</u> （出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）	略
3級の技能検定試験の実技試験を受検する <u>在職者</u> のうち、 <u>_____</u> のうち、在校生であって、基準日において <u>25歳未満のもの</u> （入管法別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）（以下「 <u>二重減免者</u> 」という。）	略
<u>3級の技能検定試験の実技試験を受検する在校生</u> （ <u>二重減免者を除く。</u> ）	略
<u>3級の技能検定試験の実技試験を受検する在職者</u> のうち、在校生以外のものであって、基準日において <u>25歳未満のもの</u> （入管法別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）	略

備考

- この表において「在職者」とは、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者である者をいう。
- ・ 3 略

規定により知事が定める額は、同欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。

知事が指定する者	金額
2級の技能検定試験の実技試験を受検する <u>_____</u> のうち、基準日において <u>35歳未満のもの</u> （出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）	略
3級の技能検定試験の実技試験を受検する <u>者</u> （以下「 <u>3級受検者</u> 」という。）のうち、在校生であって、基準日において <u>35歳未満のもの</u> （入管法別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。） <u>_____</u>	略
<u>3級受検者</u> のうち、在校生であって、基準日において、 <u>35歳未満のもの</u> （ <u>入管法別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者に限る。</u> ）及び <u>35歳以上のもの</u>	略
<u>3級受検者</u> のうち、 <u>_____</u> のうち、在校生以外のものであって、基準日において <u>35歳未満のもの</u> （入管法別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）	略

備考

- ・ 2 略

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(労働政策課)

教育委員会

栃木県教育委員会規則第2号

県立学校管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月31日

栃木県教育委員会教育長 荒川政利

県立学校管理規則の一部を改正する規則

県立学校管理規則（昭和32年栃木県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(教科書及び教材) 第10条 略	(教科書及び教材) 第10条 略

2 略
 3 学校は、教材の選定にあたっては、保護者等の経済的負担について考慮しなければならない。

(転学、転籍)

第19条 他の高等学校又は課程に転学又は転籍を志望する者は、保護者等と連署の上校長に願い出てその許可を受けなければならない。

2 略

(在学保証書等書類の提出)

第20条 略

2 前項に規定する者の保護者等は、保証人と連署の上、別記様式5により、在学保証書を校長に提出しなければならない。

(保護者等及び保証人の異動)

第22条 保護者等は、自己又は保証人が、住所又は氏名を変更したときは、速やかに校長に届け出なければならない。

2 在学保証書を提出した保護者等又は保証人が死亡し、若しくはその資格を失ったときは、保護者等又は新たに保護者等となった者は、改めて在学保証書を提出しなければならない。

(休学)

第23条 高等学校の生徒又は幼稚部の幼児が心身の故障その他真にやむを得ない事由により、引き続き2月以上出席し難いときは、あらかじめ期間を定めて、保護者等と連署の上、校長に休学を願い出ることができる。この場合には、休学の事由を証するに足りる書類を添えなければならない。

2 略

3 休学の期間中に、休学の事由がやんだ場合は、そのことを証するに足りる書類を添えて、保護者等と連署の上、校長に復学を願い出なければならない。

(留学)

第23条の2 外国の高等学校に留学することを志望する生徒は、保護者等と連署の上、校長に願い出てその許可を受けなければならない。

2 留学の許可を受けた生徒は、当該許可に係る留学が終了したときは、その旨を、外国の高等学校における履修を証明する書類を添えて、保護者等と連署の上、校長に報告しなければならない。

(退学)

第25条 退学しようとする者は、その事由を記載した書類を添えて、保護者等と連署の上、校長に願い出てその許可を受けなければならない。

2 略
 3 学校は、教材の選定にあたっては、保護者の経済的負担について考慮しなければならない。

(転学、転籍)

第19条 他の高等学校又は課程に転学又は転籍を志望する者は、保護者と連署の上校長に願い出てその許可を受けなければならない。

2 略

(在学保証書等書類の提出)

第20条 略

2 前項に規定する者の保護者は、保証人と連署の上、別記様式5により、在学保証書を校長に提出しなければならない。

(保護者及び保証人の異動)

第22条 保護者は、自己又は保証人が、住所又は氏名を変更したときは、速やかに校長に届け出なければならない。

2 在学保証書を提出した保護者又は保証人が死亡し、若しくはその資格を失ったときは、保護者又は新たに保護者となった者は、改めて在学保証書を提出しなければならない。

(休学)

第23条 高等学校の生徒又は幼稚部の幼児が心身の故障その他真にやむを得ない事由により、引き続き2月以上出席し難いときは、あらかじめ期間を定めて、保護者と連署の上、校長に休学を願い出ることができる。この場合には、休学の事由を証するに足りる書類を添えなければならない。

2 略

3 休学の期間中に、休学の事由がやんだ場合は、そのことを証するに足りる書類を添えて、保護者と連署の上、校長に復学を願い出なければならない。

(留学)

第23条の2 外国の高等学校に留学することを志望する生徒は、保護者と連署の上、校長に願い出てその許可を受けなければならない。

2 留学の許可を受けた生徒は、当該許可に係る留学が終了したときは、その旨を、外国の高等学校における履修を証明する書類を添えて、保護者と連署の上、校長に報告しなければならない。

(退学)

第25条 退学しようとする者は、その事由を記載した書類を添えて、保護者と連署の上、校長に願い出てその許可を受けなければならない。

別表第1 栃木県立宇都宮高等学校の項を次のように改める。

栃木県立宇都宮高等学校	宇都宮市滝の原3丁目5番70号	全日制	男	普通	普通	単位制
		通信制	男女	普通	普通	単位制

別表第1 栃木県立宇都宮女子高等学校の項を次のように改める。

栃木県立宇都宮女子高等学校	宇都宮市操町5番19号	全日制	女	普通	普通	単位制
---------------	-------------	-----	---	----	----	-----

別表第1 栃木県立宇都宮中央高等学校の項を次のように改める。

栃木県立宇都宮中央高等学校	宇都宮市若草2丁目2番46号	全日制	男女	普通	普通	単位制
				家庭	総合家庭	

別表第1 栃木県立宇都宮工業高等学校の項及び栃木県立宇都宮商業高等学校の項を次のように改める。

栃木県立宇都宮工業高等学校	宇都宮市雀宮町52番地	全日制	男女	工業	機械	機械システム系
					電子機械	
					電気	電気情報システム系
					電子情報	
					建築デザイン	建築デザイン系
					環境設備	環境建設システム系
					環境土木	
定時制(昼夜間)	男女	普通	普通	単位制		
		工業	工業技術			
栃木県立宇都宮商業高等学校	宇都宮市大曾3丁目1番46号	全日制	男女	商業	商業	単位制
					情報処理	
		定時制(夜間)	男女	普通	普通	単位制
				商業	商業	

別表第1 栃木県立鹿沼商工高等学校の項及び栃木県立今市高等学校の項を次のように改める。

栃木県立鹿沼商工高等学校	鹿沼市花岡町180番地1	全日制	男女	工業	情報科学	単位制
				商業	商業	
		定時制(夜間)	男女	普通	普通	令和2年度から募集停止 単位制
栃木県立今市高等学校	日光市千本木432	全日制	男女	総合		単位制

別表第1 栃木県立小山北桜高等学校の項から栃木県立栃木高等学校の項までを次のように改める。

				農業	食料環境	
--	--	--	--	----	------	--

栃木県立小山北桜高等学校	小山市大字東山田字西448番地29	全日制	男女	工業	建築システム	
				商業	総合ビジネス	
				家庭	生活文化	
栃木県立小山城南高等学校	小山市西城南4丁目26番地1	全日制	男女	総合		単位制
栃木県立栃木高等学校	栃木市入舟町12の4	全日制	男	普通	普通	単位制

別表第1 栃木県立学悠館高等学校の項を次のように改める。

栃木県立学悠館高等学校	栃木市沼和田町2番2号	定時制 (昼夜間)	男女	普通	普通	単位制
		通信制	男女	普通	普通	単位制

別表第1 栃木県立足利高等学校の項及び栃木県立足利南高等学校の項を次のように改める。

栃木県立足利高等学校	足利市本城1丁目1629番地	全日制	男女	普通	普通	単位制
栃木県立足利南高等学校	足利市下洪垂町980	全日制	男女	総合		単位制

別表第1 栃木県立足利女子高等学校の項を削り、同表栃木県立足利工業高等学校の項を次のように改める。

栃木県立足利工業高等学校	足利市西宮町2908番地1	全日制	男女	工業	機械	単位制
					電気システム	
					産業デザイン	
		定時制 (夜間)	男女	工業	工業技術	単位制

別表第1 栃木県立真岡高等学校の項を次のように改める。

栃木県立真岡高等学校	真岡市白布ヶ丘24番地1	全日制	男	普通	普通	単位制
		定時制 (夜間)	男女	普通	普通	

別表第1 栃木県立茂木高等学校の項を次のように改める。

栃木県立茂木高等学校	芳賀郡茂木町大字茂木288番地	全日制	男女	総合		単位制
------------	-----------------	-----	----	----	--	-----

別表第1 栃木県立馬頭高等学校の項を次のように改める。

栃木県立馬頭高等学校	那須郡那珂川町馬頭1299番地2	全日制	男女	普通	普通	単位制
				水産	水産	

別表第1 栃木県立大田原東高等学校の項及び栃木県立黒羽高等学校の項を次のように改める。

栃木県立大田原東高等学校	大田原市元町1丁目5番43号	定時制 (夜間)	男女	普通	普通	単位制
栃木県立黒羽高等学校	大田原市前田780	全日制	男女	普通	普通	単位制

別表第1 栃木県立那須清峰高等学校の項及び栃木県立那須高等学校の項を次のように改める。

栃木県立那須清峰高等学校	那須塩原市下永田6丁目4番地	全日制	男女	工業	機械	
					機械制御	
					電気情報	
					建設工学	
				商業	商業	
栃木県立那須高等学校	那須郡那須町大字寺子乙3932の48	全日制	男女	普通	普通	単位制
				商業	リゾート観光	

別表第1 栃木県立黒磯南高等学校の項を次のように改める。

栃木県立黒磯南高等学校	那須塩原市上厚崎747の2	全日制	男女	総合		単位制
-------------	---------------	-----	----	----	--	-----

別表第1 栃木県立矢板東高等学校の項を次のように改める。

栃木県立矢板東高等学校	矢板市東町4番8号	全日制	男女	普通	普通	単位制
		定時制 (夜間)	男女	普通	普通	

別表第1 栃木県立さくら清修高等学校の項を次のように改める。

栃木県立さくら清修高等学校	さくら市氏家2807番地	全日制	男女	総合		単位制
---------------	--------------	-----	----	----	--	-----

様式5中「保護者」を「保護者等」に改める。

附 則

- この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 令和4年3月31日に次の表の左欄に掲げる学校の課程等に在学する生徒は、同年4月1日から同表の右欄に掲げる学校の課程等の生徒となるものとする。

左 欄					右 欄				
学校名	課程の別	男女の別	学科名	科名	学校名	課程の別	男女の別	学科名	科名
栃木県立足利高等学校	全日制	男	普通	普通	栃木県立足利高等学校	全日制	男女	普通	普通
栃木県立足利女子高等学校	全日制	女	普通	普通					

栃木県教育委員会規則第3号

県立学校管理規則及び栃木県学校通信教育に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和4年3月31日

栃木県教育委員会教育長 荒 川 政 利

県立学校管理規則及び栃木県学校通信教育に関する規則の一部を改正する規則

(県立学校管理規則の一部改正)

第1条 県立学校管理規則(昭和32年栃木県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(教育課程の届出)	(教育課程の届出)
第8条 校長は、第7条の規定により編成した教育	第8条 校長は、第7条の規定により編成した教育

課程のうち、教科、特別活動、総合的な探究の時間等の学年別時間配当計画を、別記様式1により教育委員会に届け出なければならない。学年の中途においてこれを変更したときも同様とする。

(単位の取得の認定)

第13条 高等学校及び特別支援学校の高等部（以下「高等学校」という。）の教育課程における単位の修得の認定は、学校所定の学習時間の3分の2以上学習した生徒について、当該教科に属する科目及び総合的な探究の時間（次項及び第3項において「科目等」という。）の成績を評価して、校長が行う。

2～4 略

課程のうち、教科、特別活動、総合的な学習の時間等の学年別時間配当計画を、別記様式1により教育委員会に届け出なければならない。学年の中途においてこれを変更したときも同様とする。

(単位の取得の認定)

第13条 高等学校及び特別支援学校の高等部（以下「高等学校」という。）の教育課程における単位の修得の認定は、学校所定の学習時間の3分の2以上学習した生徒について、当該教科に属する科目及び総合的な学習の時間（次項及び第3項において「科目等」という。）の成績を評価して、校長が行う。

2～4 略

様式1（その1）中「道徳」を「特別の教科道徳」に改め、同様式（その2）及び（その3）を次のように改める。

において開設される各教科・科目 B											
小計			()	()	()	()	()	()	()	()	
総合的な探究の時間	3~6		()	()	()	()	()	()	()	()	
自立活動			()	()	()	()	()	()	()	()	
小計			()	()	()	()	()	()	()	()	
合計			()	()	()	()	()	()	()	()	
ホームルーム活動(週あたり時数)											
生徒会活動《年間時数》											
学校行事《年間時数》											
備考											

- 注1 各学科に共通する各教科・科目の各教科に属する科目等の空欄には、学校設定科目名を記入すること。
- 注2 A欄には、各学科に共通する学校設定教科・科目の教科名を記入すること。
- 注3 B欄には、主として専門学科において開設される各教科名及び学校設定教科・科目の教科名を記入すること。
- 注4 単位数計欄の()の部分には、担当時数計を記入すること。

(その3)

年度 高等部 () 科の教育課程表

〔 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者及び病弱者に対する教育を行う特別支援学校の高等部 〕

学校名 _____

第 _____ 学年・学級区分 学級 (課程)

No. _____

教科	科目名等	標準 単位数	学年			計	単位数 合計
			1年	2年	3年		
			単位数計	単位数計	単位数計		
国 語	現代の国語	2					
	言語文化	2					
	論理国語	4					
	文学国語	4					
	国語表現	4					
	古典探究	4					
地理 歴史	地理総合	2					
	地理探究	3					
	歴史総合	2					
	日本史探究	3					
	世界史探究	3					
公民	公共	2					
	倫理	2					
	政治・経済	2					
数 学	数学 I	3					
	数学 II	4					
	数学 III	3					
	数学 A	2					
	数学 B	2					
	数学 C	2					
理 科	科学と人間生活	2					
	物理基礎	2					
	物理	4					
	化学基礎	2					
	化学	4					
	生物基礎	2					
	生物	4					
	地学基礎	2					
	地学	4					
保健 体育	体育	7～8					
	保健	2					

様式1(その4)中「道

徳」を「特別の教科道徳」に、

「総合的な学習の時間

を

「総合的な学習の時間

総合的な探究の時間

に改め、同様式(その5)を次のように改める。

(その5)

年度 専攻科理療科教育課程表 (栃木県立盲学校)

第 学年

No. _____

分野	科目名	標準単位数	学年			計	単位数 合計
			1年	2年	3年		
			単位数計	単位数計	単位数計		
基礎分野							
	小 計	6 ~ 12					
専門基礎分野	人体の構造と機能	6 ~ 10					
	疾病の成り立ちと予防	6 ~ 10					
	生活と疾病						
	医療と社会	2					
	小 計	14 ~ 22					
専門分野	基礎理学	4 ~ 7					
	臨床理学	7 ~ 12					
	地域理療と理療経営	1					
	理療基礎実習	17 ~ 24					
	理療臨床実習	4 ~ 5					
	小 計	33 ~ 49					
	上記の各科目	5 ~ 12					
	理療情報						
	課題研究						
小 計	5 ~ 12						
合 計	58 ~ 95						
備考							

様式1(その6)中「道徳」を「特別の教科道徳」に改める。

(栃木県学校通信教育に関する規則の一部改正)

第2条 栃木県学校通信教育に関する規則(昭和46年栃木県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(単位修得の認定) 第17条 各教科に属する科目及び総合的な探究の時間の単位修得の認定は、学習報告書、面接指導、試験の成績等により校長が行なう。	(単位修得の認定) 第17条 各教科に属する科目及び総合的な学習の時間の単位修得の認定は、学習報告書、面接指導、試験の成績等により校長が行なう。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(高校教育課)

栃木県教育委員会規則第4号

栃木県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則及び教育職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月31日

栃木県教育委員会教育長 荒川政利

栃木県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則及び教育職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

(栃木県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第1条 栃木県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和32年栃木県教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(定義) 第2条 この規則において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(7) 略 (8) 「 <u>正規の試験</u> 」とは、 <u>人事委員会が行う競争試験及び選考(教育委員会が認めるものに限る。)</u> をいう。 (9) 「 <u>大卒程度</u> 」とは、 <u>栃木県職員(大学卒業程度)採用試験及びこれに相当する正規の試験</u> をいう。 (10) 「 <u>小中学校事務職員(大卒程度)</u> 」とは、 <u>栃木県小中学校事務職員(大学卒業程度)採用試験及びこれに相当する正規の試験</u> をいう。 (11) 「 <u>高卒程度</u> 」とは、 <u>栃木県職員(高校卒業程度)採用試験及び栃木県小中学校事務職員(高校卒業程度)採用試験並びにこれらに相当する正規の試験</u> をいう。 (12) 「 <u>資格・免許職</u> 」とは、 <u>栃木県職員(資格・免許職)採用試験及びこれに相当する正規の試験</u> をいう。 (13) 「 <u>I種</u> 」とは、 <u>栃木県職員採用I種試験及びこれに相当する正規の試験</u> をいう。 (14) 「 <u>II種</u> 」とは、 <u>栃木県職員採用II種試験及</u>	(定義) 第2条 この規則において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(7) 略

びこれに相当する正規の試験をいう。

第7条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の3第1項、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和30年法律第125号）第3条第1項、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項及び職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年栃木県条例第35号）第8条第1項の規定により臨時的に任用される職員及び任期を定めて採用される職員の初任給については、前条の規定にかかわらず、人事委員会と協議して定める。

（昇格の場合の号給）

第11条 略

2 前2条の規定により職員を昇格させた場合で当該昇格が2級以上上位の職務の級への昇格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

3 教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の適用を受ける職員でその職務の級が特2級であるものを昇格させた場合において、前2項の規定によりその者の号給を決定することが著しく不相当であると認められるときは、前2項の規定にかかわらず、あらかじめ教育委員会が人事委員会の承認を得てその者の号給を決定することができる。

4 前条の規定により職員を昇格させた場合において、第1項又は第2項の規定により定められるその者の号給が初任給として受けるべき額に達しない場合においては、同項の規定にかかわらず、第18条第1項の規定によることができる。

5 降格した職員を当該降格後最初に昇格させる場合において、前各項の規定により決定される号給が部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、前各項の規定にかかわらず、あらかじめ教育委員会が人事委員会の承認を得てその者の号給を決定することができる。

別表第3（第4条関係）

事務職給料表級別資格基準表

略

備考 試験欄の「正規の試験」の区分は、正規の試験の結果に基づいて職員となった者に適用し、「その他」の区分は、正規の試験によらないで職員となった者に適用する。

第7条 次の各号に掲げる職員の初任給については、前条の規定にかかわらず、人事委員会と協議して定める。

(1) 産休補助職員、育休補助職員、長期研修等補助職員その他期限付採用の職員

(2) 退職した後特別の事情により再び採用される職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用される職員を除く。）

（昇格の場合の号給）

第11条 略

2 教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の適用を受ける職員でその職務の級が特2級であるものを昇格させた場合において、前項の規定によりその者の号給を決定することが著しく不相当であると認められるときは、前項の規定にかかわらず、あらかじめ教育委員会が人事委員会の承認を得てその者の号給を決定することができる。

3 前条の規定により職員を昇格させた場合において、第1項の規定により定められるその者の号給が初任給として受けるべき額に達しない場合においては、同項の規定にかかわらず、第18条第1項の規定によることができる。

4 降格した職員を当該降格後最初に昇格させた場合におけるその者の号給は、前3項の規定にかかわらず、教育委員会が人事委員会と協議して定める号給とする。

別表第3（第4条関係）

事務職給料表級別資格基準表

略

備考

1 試験欄の「正規の試験」の区分は、正規の試験の結果に基づいて職員となった者に適用し、「その他」の区分は、正規の試験によらないで職員となった者に適用する。

2 試験欄の正規の試験の区分に掲げる「大卒程度」は、栃木県職員（大学卒業程度）採用試験及びこれに相当する正規の試験を示し、「小中学校事務職員（大卒程度）」は、栃木

<p>別表第11 (第6条関係) 事務職給料表初任給基準表</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;">試</th> <th style="width:40%;">験</th> <th style="width:20%;">学歴免許</th> <th style="width:30%;">初任給</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">正 規 の 試 験</td> <td>略</td> <td></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>小中学校事務職員 (大卒程度)</u></td> <td></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 <u>試験欄の「正規の試験」の区分は、正規の試験の結果に基づいて職員となった者に適用し、「その他」の区分は、正規の試験によらないで職員となった者に適用する。</u></p> <p>2 <u>試験欄の正規の試験の区分に掲げる「大卒程度」、「小中学校事務職員(大卒程度)」、</u> <u>「高卒程度」及び「資格・免許職」の区分の基準学歴は、「大卒程度」及び「小中学校事務職員(大卒程度)」は大学卒、「高卒程度」は高校卒、「資格・免許職」は短大卒とする。</u></p> <p>3 略</p>	試	験	学歴免許	初任給	正 規 の 試 験	略		略	<u>小中学校事務職員 (大卒程度)</u>		略	略		略	略		略	略				<p>別表第11 (第6条関係) 事務職給料表初任給基準表</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;">試</th> <th style="width:40%;">験</th> <th style="width:20%;">学歴免許</th> <th style="width:30%;">初任給</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">正 規 の 試 験</td> <td>略</td> <td></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>市町村立学校事務職員(大卒程度)</u></td> <td></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 <u>試験欄の正規の試験の区分に掲げる「大卒程度」、「市町村立学校事務職員(大卒程度)」、</u> <u>「高卒程度」及び「資格・免許職」の区分の基準学歴は、「大卒程度」及び「市町村立学校事務職員(大卒程度)」は大学卒、「高卒程度」は高校卒、「資格・免許職」は短大卒とする。</u></p> <p>2 略</p>	試	験	学歴免許	初任給	正 規 の 試 験	略		略	<u>市町村立学校事務職員(大卒程度)</u>		略	略		略	略		略	略			
試	験	学歴免許	初任給																																								
正 規 の 試 験	略		略																																								
	<u>小中学校事務職員 (大卒程度)</u>		略																																								
	略		略																																								
	略		略																																								
略																																											
試	験	学歴免許	初任給																																								
正 規 の 試 験	略		略																																								
	<u>市町村立学校事務職員(大卒程度)</u>		略																																								
	略		略																																								
	略		略																																								
略																																											

(教育職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

第2条 教育職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則(平成2年栃木県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表 (第4条関係)			別表 (第4条関係)		
給料表	職 員	加算割合	給料表	職 員	加算割合
	略	略		略	略
	<u>職務の級2級の職員(39号給以上108号給未満の号給を受けている職員であって、かつ、本県において教育職員(臨時的に</u>	略		<u>職務の級2級の職員(39号給以上108号給未満の号給を受けている職員であって、かつ、本県において教育職員(期限付採</u>	略

教育職 給料表 (1)	任用される職員及び任期を定めて採用される職員を除く。)として在職期間4年以上の職員に限る。)		教育職 給料表 (1)	用の職員 を除く。)として在職期間4年以上の職員に限る。)	
	職務の級1級の職員(95号給以上の号給を受けている職員(臨時的に任用される職員及び任期を定めて採用される職員を除く。)に限る。)			職務の級1級の職員(95号給以上の号給を受けている職員(期限付採用の職員 を除く。)に限る。)	
教育職 給料表 (2)	略	略	教育職 給料表 (2)	略	略
	職務の級2級の職員(51号給以上124号給未満の号給を受けている職員であつて、かつ、本県において教育職員(臨時的に任用される職員及び任期を定めて採用される職員を除く。)として在職期間4年以上の職員に限る。)	略		職務の級2級の職員(51号給以上124号給未満の号給を受けている職員であつて、かつ、本県において教育職員(期限付採用の職員 を除く。)として在職期間4年以上の職員に限る。)	略

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

栃木県教育委員会規則第5号

栃木県公立学校職員の寒冷地手当の支給の特例に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和4年3月31日

栃木県教育委員会教育長 荒 川 政 利

栃木県公立学校職員の寒冷地手当の支給の特例に関する規則の一部を改正する規則

栃木県公立学校職員の寒冷地手当の支給の特例に関する規則(昭和55年栃木県教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表		別表	
学 校	所 在 地	学 校	所 在 地
略		略	
日光市立足尾中学校	<u>日光市足尾町赤沢6の2</u>	日光市立足尾中学校	<u>日光市足尾町向原7の1</u>
略		略	

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

栃木県教育委員会訓令第1号

本 局
教育事務所

栃木県教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月31日

栃木県教育委員会教育長 荒 川 政 利

特別支援教育室関係～文化財課関係 略 2 所長及び総括所長補佐専決事項		特別支援教育室関係～文化財課関係 略 2 所長及び総括所長補佐専決事項	
所長専決事項	総括所長補佐専決事項	所長専決事項	総括所長補佐専決事項
1～9 略 10 育児休業法第6条第1項第1号の規定により任期を定めて採用される小学校、中学校及び義務教育学校の職員の任免 11 職員の配偶者同行休業に関する条例第8条第1項第1号の規定により任期を定めて採用される小学校、中学校及び義務教育学校の職員の任免 12 小学校、中学校及び義務教育学校の教職員（校長を除く。次号及び第14号において同じ。）の育児休業等の承認 13～27 略	略	1～9 略 10 小学校、中学校及び義務教育学校の教職員（校長を除く。次号及び第12号において同じ。）の育児休業等の承認 11～25 略	略

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

(総務課)

栃木県教育委員会訓令第2号

県立学校

栃木県立学校文書等取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月31日

栃木県教育委員会教育長 荒川政利

栃木県立学校文書等取扱規程の一部を改正する訓令

栃木県立学校文書等取扱規程（平成13年栃木県教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(文書等の記号及び番号)		(文書等の記号及び番号)	
第4条 略 2 前項の表に定めるその他の文書等のうち、 <u>送付書その他軽易なものについては、文書等の番号を省略し、号外とすることができる。</u>		第4条 略 2 前項の表に定めるその他の文書等で <u>軽易なもの</u> にあつては、 <u>番号を省略し、号外とすることができる。</u>	
別表（第4条関係）		別表（第4条関係）	
学 校 名	記 号	学 校 名	記 号
略		略	
栃木県立足利南高等学校	略	栃木県立足利南高等学校	略

	栃木県立足利女子高等学校
略	足女高 略

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

(高校教育課)